ロンドン事務所

【スコットランドで公的部門改革に向け協議書発表】英国

スコットランド自治政府のマッケイブ財政・公共サービス改革大臣は６月中旬、公的部門の抜本的改革に向けて、協議書「公共サービスの変革（Transforming Public Services）」を発表した。同文書は、公共サービス改革に向けた具体的な提案を示すものではないが、その基本方針を掲げるとともに、公共部門全体に対して改革のアイデアを求めている。しかし、合理化策として、地方自治体など公共サービス提供機関の合併が示唆されていることが注目されている。

協議書は、「改革の基本方針」として、以下の５つの点を挙げている。まず、今後の公共サービスのあるべき姿として（１）利用者個人に焦点を当て、そのニーズに合わせたサービス、（２）質の向上を目指し、変革を奨励するサービス――を挙げ、これを達成するために実行すべき事項として、（３）効率性と生産性の向上、（４）サービスの連携、（５）説明責任の強化――が掲げられている。

改革の対象となるのは、地方自治体、国民医療保健サービス（NHS）、緊急サービス、教育、司法なども含めた公共サービス全般である。スコットランドには、地方自治体が32あるほか、８つの警察委員会、8つの消防委員会、22の地域事業法人（local enterprise company）[1]、6つの裁判所管轄地区、43の継続教育カレッジ（further education college）、20の高等教育機関（higher education institute）があるなど、公的機関が数多く存在している。公共部門は、スコットランドの労働力の4分の1にあたる約58万人を雇用する巨大な「雇用主」でもあるが、このように組織の数が多いために業務が重複するなど非効率的な面が指摘されていた。協議書では、公共サービスの組織体制のあるべき形として「国、地方、地域が効率的に連携できること」、特に「市民、地域コミュニティーによる参画の機会を増やせること」、さらに「官僚的体制を更に強化したり、政府機構に新たな階層を作ることなく、サービスを国レベルで調整できること」などが挙げられている。

地方自治体で合併する可能性が最も高いと考えられているのは、サウス・エアーシャー市（South Ayrshire Council）とイースト・エアーシャー市（East Ayrshire Council）、ノース・エアーシャー市（North Ayrshire Council）の3自治体。クラックマンナンシャー市（Clackmannanshire Council）とスターリング市（Stirling Council）の管理部門が統合される動きもあるが、両自治体は、合併はないと主張している。まだ交渉は初期段階であるが、ミッドロジアン市（Midlothian Council）とウェスト・ロジア

[1] ビジネス活動支援や職業訓練を通して、地域の企業や個人を支援する組織

ン市（West Lothian Council）の合併案もあるほか、アバディーン市（Aberdeen City Council）とアバディーンシャー市（Aberdeenshire Council）も、合併に関して連絡を取り合っているという。

また、マッケイブ財政・公共サービス改革相は、同文書発表の数日後、エジンバラで開かれた会議での演説で、スコットランドの半分以上の地域をストラスクライド（Strathclyde）警察委員会が単独で管轄しているのに対し、残りの地域は７つもの警察委員会が担当しているという不均衡が存在することに触れ、警察組織の再編があることを示唆した。このほかに実施が見込まれる改革は、給与の高い上級官僚の人員整理、業務内容の明確化など上級官僚の責任強化、パートナーシップ締結による公共サービスの外部委託推進などである。

協議書は、公共部門全体に対し、組織編制およびサービス提供の方法について改革案を提案するよう求めている。しかし、自治政府関係筋によると、公共部門から良いアイデアが出なかった場合、自治政府立案の改革案を実施することになる。スコットランドでは2007年に議会選挙が実施され、公共サービス改革は、次の議員の任期である2007～2011年に実施されるとみられるが、さらに遅れるものもあると予想される。

スコットランド地方自治体会議（COSLA）のワッターズ議長は、協議書を、公共サービス提供に係わる人々の意見を尊重した「包括的でボトムアップ式のアプローチ」であるとして歓迎している。一方、公共部門の組合「ユニゾン」は、歓迎しつつも慎重な態度を示しており、広報担当者は「改革が職員の解雇やサービスの民営化を導くべきではない」と警告している。

スコットランドでは、1996年に二層制（日本の県－市と同様の二重構造を持つ地方自治体の形態）から一層制（日本と異なり、県に相当する地方自治体の存在しない形態）への移行などを含む公共部門の再編成が行われている。スコットランド自治政府は、ブレア政権の地方分権推進策の一環として1999年に設立され、同年にスコットランド議会も誕生した。2003年には、同議会の2回目の選挙が行われた。

（参照）

http://news.scotsman.com/index.cfm?id=911322006

http://www.cosla.gov.uk/news_story.asp?leftId=10001DDC2-10766761&rightId=10001DDC2-10766715&hybrid=false&storycode=10001DDC2-15556561

http://www.scotland.gov.uk/News/Releases/2006/06/15153531

http://www.theherald.co.uk/politics/64180.html

http://www.theherald.co.uk/politics/64118.html

http://www.theherald.co.uk/features/64188.html

http://news.bbc.co.uk/1/hi/scotland/5085208.stm

【カジノの最終建設候補地が発表に】英国

独立の委員会である「カジノ諮問委員会（Casino Advisory Panel）」は、昨年成立した「2005年賭博法（The Gambling Act 2005）」で規定された3種類のカジノについて、建設立候補地から選考した最終候補地を発表した。

英国では既に約140のカジノが営業しているが、「2005年賭博法」によって現行の賭博関連法の殆どは撤廃され、より包括的な賭博規制が行われることになる。賭博施設の営業許可権限は、下位裁判所（magistrates courts。日本の簡易裁判所に相当）から地方自治体へ移され[2]、新設の賭博規制機関「賭博委員会（the Gambling Commission）」が、既存の「英国賭博委員会（the Gaming Board for Great Britain）」に取って代わる。また、●カジノの建設は、ロンドンなど「許可地域（permitted areas）」に指定されたエリアに限る　●カジノを利用するには24時間前に顧客登録が必要――という現行法上の規制は撤廃される。[3]

同法は、カジノを地域カジノ（regional casino）と大型カジノ、小型カジノの3つのカテゴリーに分け、まず地域カジノは全国で1か所、大型カジノと小型カジノについてはそれぞれ8か所の建設を許可するとしている。通称「スーパー・カジノ」、「メガ・カジノ」などと呼ばれる、米国ラスベガス式の大型カジノである地域カジノには、27の地方自治体が建設地として名乗りを上げ、ロンドン北西部ブレント区、ロンドン南部グリニッジ区、ウェールズのカーディフ市、イングランド北部ブラックプール市、マンチェスター市、ニューカッスル市、シェフィールド市、スコットランドのグラスゴー市の8か所が最終候補地に選ばれた。ロンドンのブレント区は大型娯楽施設「ウェンブリー・アリーナ」、グリニッジ区は娯楽・展示施設「ミレニアム・ドーム（現在の名称は「The 02」）」で申請している。

大型カジノと小型カジノには合計60の地方自治体が申請し、うち31自治体が最終候補地として残った。地方別で最も多いのは、イングランド南部と北部で、それぞれ8か所。イングランド南部はバース・アンド・ノース・イースト・サマセット市、ボーンマス市などで、北部はリーズ市、キングストン・アポン・ハル市、ミドルズバラ市、スカーボロ市など。イングランド中部と東部は共に5か所が最終候補地に残り、中部はレスター市、ウォルバーハンプトン市など。東部はピーターバラ市、ルートン市などが選ばれた。ウェールズはスウォンジー市、スコットランドはダムフリース・アンド・ギャロウェー市、ロンドンはニューアム区のみが残っている。

同法によるそれぞれのカジノの定義は、地域カジノが、顧客用エリアの面積が最低

---

[2]イングランドとウェールズのみ。スコットランドでは「免許委員会（the Licensing Board）」が行う。
[3]そのほか、英国の法律では初めて、インターネットを利用した賭博の規制に関する条項も含まれている。

5000平方メートルで、賞金制限なしのスロットマシンを1250台まで稼動できること。大型カジノは、顧客用エリアが最低1000平方メートル、賞金4000ポンドまでのスロットマシンを150台まで置くことができる。小型カジノは、顧客エリアの最低面積が750平方メートルで、賞金4000ポンドまでのスロットマシンを最高で80台稼動させることができる。今後、地域開発公社など都市計画機関（Regional Planning Bodies）との協議を経て、今年12月にはカジノ諮問委員会がそれぞれのカジノの建設地を決定する。同法は来年9月施行の予定。

ジョウェル・文化・メディア・スポーツ相が、カジノ建設地の選定基準に「都市再生の必要（失業率やその他の社会的困窮に関するデータで評価される）に迫られており、カジノによって、都市再生の観点で利益を受けると思われること」を含めるよう同委員会に要請したことからも分かるように、これらカジノの建設は、地域経済活性の有効な手段として期待されている。特に地域カジノは、ホテルやバー、コンサート会場なども付属した大規模施設となり、千人単位の雇用が見込まれている。

なお、政府の当初案は、地域カジノを最大で全国40か所、大型カジノは建設数に制限を設けないとしていたが、「犯罪の温床になる」「賭博がやめられなくなる『ギャンブル依存症』が増加する」などの批判が、野党や慈善団体などのほか、労働党内部からも出たため、政府は、地域カジノについては8地域に1か所ずつ、大型カジノと小型カジノは全国でそれぞれ8か所ずつとする譲歩案を国会に提出した。しかし、反対意見は根強く、政府は総選挙を控えた2005年4月、国会解散前の法成立を狙って地域カジノの建設許可数を全国でわずか1か所とする修正案を発表し、ようやく成立にこぎつけた。今回の最終候補地発表にあたり、保守党のヒューゴ・スワイア影の文化・メディア・スポーツ相、自由民主党の文化・メディア・スポーツ担当広報官であるドン・フォスター氏はともに、新型カジノ建設による「ギャンブル依存症」の増加に対し、改めて懸念を表明するコメントを発表している。

（参照）

http://www.culture.gov.uk/cap/
http://www.culture.gov.uk/cap/pressnotices/press_040406.htm
http://www.culture.gov.uk/cap/pressnotices/shortlist23_5_6.pdf
http://www.culture.gov.uk/gambling_and_racing/gamb_law/fact_casinos.htm
http://www.guildford.gov.uk/GuildfordWeb/Licensing/Gambling
http://www.libdems.org.uk/news/casino-contest-must-not-be-left-to-chance-foster.html
http://www.conservatives.com/tile.do?def=news.story.page&obj_id=130033
http://society.guardian.co.uk/qa/story/0,,1782591,00.html
http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk_politics/vote_2005/frontpage/4412949.stm
http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/5010808.stm

http://www.fylde.gov.uk/ccm/navigation/business/licensing/gambling-act-2005/;jsessionid=27978575CF82DD6A12BAF35DB7C1AE20
http://www.gamblingcommission.gov.uk/UploadDocs/pressrelease/Documents/Guidance%20to%20Licensing%20Authorities.pdf

【保守党がロンドン市長候補者の選考方法を改革】英国

保守党のキャメロン党首は、ロンドン市長の候補者を新たな方法で選考することを6月12日に発表した。次回のロンドン市長選挙は2008年5月に予定されているが、候補者選定は既に始まっており、最終的な保守党候補は11月末に決定される見込みである。

候補者の選考は、伝統的に党員が行っていたが、今回発表された方法は、アメリカで長い歴史を持つ「プライマリー」と呼ばれる方法をモデルにしたもので、党員以外の人も選考過程に参加できることになる。
近年、タレントや有名人を使ったゲームショーやオーディション番組などのテレビ番組に携帯電話で投票する人々が多いのに対し、選挙の投票率は年々下がっている。このため、携帯電話で投票できるような方法を取れば、選挙への関心を高め、投票率上昇に繋がると保守党は期待している。また、候補者は今の保守党党員の中からだけでなく、一般からも募集している。党員以外の人の場合、立候補の条件を満たしていれば、申請時点で保守党の党員になるだけでよい。

候補者の演説や、市民から質疑応答などのイベントが秋にいくつか予定されている。ロンドンの有権者は、携帯電話により9月に投票をすることができ、11月30日に候補者が決まる仕組みになっている。このような方法は、すでに昨年の総選挙前、いくつかの選挙区で保守党候補の決定に使われていたが、大規模に行われるのは今回が初めてである。しかし、党内からは反対の声も上がっており、ある党員は、こうした選定方法は保守党の規定に違反すると主張、訴訟の可能性もあると警告している。

候補者は発表があった6月12日から募集しており、保守党のホームページから立候補申し込み用紙がダウンロードできるようになっている。また、ヘッドハンターを使って優秀な人材の候補を促すことも併せて発表されている。

全ての候補者の中から、党役員と党外の人から成る審査団が人選を行い、11月に開催される党大会までに、最終候補者を10人以下にまで絞り込む。ロンドンで行う市民対象の会合に先立ち、党大会でも市長候補をめぐってのミーティングが予定されている。なお、11月に行う投票は、100年以上の歴史がある「選挙改革協会」(Electoral Reform Society)の営利組織である、「選挙改革サービス」（Electoral Reform Services）により執行される。

（参照）
Conservative Party Website; “London’s Top Job”:

http://www.conservatives.com/tile.do?def=people.mayoroflondon.page
http://www.conservatives.com/tile.do?def=news.story.page&obj_id=130324
Labour Party Website; “Cameron behind the times”:
http://www.labour.org.uk/index.php?id=news2005&ux_news[id]=cameronbehindtimes&cHash=dabfd0c925
The Times online; “Cameron asks London to find a new mayor with the X-Factor”
http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2-2222458,00.html
The Telegraph online; “Voters will choose Tory mayoral candidate”:
http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2006/06/13/ntory13.xml&sSheet=/news/2006/06/13/ixuknews.html
The Guardian unlimited; “Tories launch ‘Pop Idol’ contest to find mayoral candidate”:
http://politics.guardian.co.uk/conservatives/story/0,,1796389,00.html

【ミュンヘン市は副次的住居税[4]を再導入】ドイツ

2006年の夏休暇が終わると、ミュンヘン市は17年ぶりに副次的住居税の納税通知書を発送することとなる。副次的住居税はバイエルン州法で1989年に廃止されたが、2004年に新たな州法が制定され、副次的住居税の導入が許された。地方自治体のさまざまな市町村雑税を廃止する州法が1979年に施行されたが、副次的住居税の廃止には別の法律が必要であった。しかし15年後に州は地方自治体の自治の強化を目的に、自主財源について規制緩和を行った結果、市町村の副次的住居税導入が再び可能となった。

市町村は副次的住居税の導入による税の増収より、むしろ住民が副次的住居を主住居に登録しなおすことを期待している。主住居として市町村に登録すれば、その町の住民として数えられるということがポイントである。人口数により、共同税の分配額や州が交付する補助金などに影響があるため、人口を増加させることはドイツの地方自治体にとっても重要である。

ミュンヘン市に今年2月から導入された副次的住居税は、家賃の9%に設定されている。ミュンヘン市内に副次的住居が登録されているすべての人は課税対象となっている。その中には学生や仕事のために平日だけにミュンヘンにいる人も含まれる。宿舎暮らしの軍人、入院している人およびケアホームの入居者は例外である。もう一つ大きな例外は、夫婦の一人が仕事のために平日にミュンヘンにいることが必要な場合である。例外についての議論が激しく行われた。警察官の給料が割合低く、しかも移動命令を受ける場合が多いため、警察官を対象外にする要求もあったが、市長がそのよ

[4] 副次的住居税とは、別荘など生活の本拠地以外に住居を有している場合、賃貸または所有にかかわらず課される税で、固定資産税とは異なる

うな例外を始めればきりがないことを強調し、その要求は受け入れられなかった。また、ミュンヘン市近郊やバイエルン州にある他の小規模都市も強く反論している。ミュンヘン市から250キロも離れたバイエルン州の北部にあるホーフ市(人口約5万人)の市長は、ミュンヘン市長に書簡を送り、副次的住居税の導入を考え直すよう求めた。背景には、その政策の市財政に与える影響がある。ホーフ市の多数の人は、平日ミュンヘンで仕事するためミュンヘン市へ通うか、副次的住居を構えているようであり、その税の導入をきっかけにミュンヘンの住民になれば、ホーフ市にとっては大きな損失となる。現在の人口移動の状況を背景に、人口をめぐって地方自治体間の競争が激しくなってきている状況が、このような例で明らかになる。ミュンヘンとその周辺の密集地は人口が増える傾向にあるが、それは子供の増加による人口増というよりも、むしろ移動による増加であるため、その多くの人は他の自治体から移住してくることとなる。

ミュンヘン市は、今年度の税収として1200万ユーロ(約18億円)を期待しているが、それを徴収する為には職員の採用及びIT制度などの設備のために200万ユーロ(約3億円)が必要となる。

バイエルン州では、副次的住居税の課税が再び可能となった2004年以降、相次いで地方自治体は導入しており、現在では約130市町村が導入している。その大部分は小さい市町村ではあるが、ニュルンベルク市とローゼンハイム市もすでに導入済みである。それらの税率は7%と10%の間に設定されていて、細かい条件も異っている。ドイツ全国でも、副次的住居税の導入が進んでおり、ベルリン市、ハンブルク市とケルン市もすでに実施している。

（参照）

München im Internet, „ Stadtrat beschließt Zweitwohnungssteuer “:
http://www.muenchen.de/Rathaus/dir/presse/2005/pressemitteilungen/151517/zweitwohnungssteuer.html#wpsMainContent
Die Süddeutsche im Internet, “Zweitwohnungssteuer: Neue Steuer soll zwölf Millionen Euro einbringen”:
http://www.sueddeutsche.de/muenchen/artikel/966/68898/
Bayerischer Rundfund online: “München kassiert für Zwietwohnungen”:
http://www.br-online.de/bayern-heute/artikel/0601/25-zweitwohnungssteuer-muenchen/index.xml
Stadt Hof im Internet, „ Gegen Zweitwohnungssteuer in München “:
http://www.hof.de/hof_deu/21_aktu/cms/cms_0000000000816.php
Passauer Neue Presse im Internet, „ Zweitwohnsitzsteuer füllt Haushaltslöcher “:
http://www.pnp.de/nachrichten/artikel.php?cid=29-9274894&Ressort=bay&Map=%C2%A7(MAP)&BNR=0

【EUの構造基金公布のための新指定で旧西ドイツ州に「目的1指定地」が誕生】ドイツ

EUの構造基金の一種である欧州地方開発基金（ERDF）は、対象地域を3つに分野分けし、それに基づき補助金が交付される。ドイツにおいては今まで最も援助を必要とする「目的1」の地域は、すべての旧東ドイツ地域であった。目的1の下では、後進地域の開発と構造調整を促進することとなっている。目的1地域の指定要件は、一人当たりGDPが域内平均の75％未満であること、平均以上の失業率、個人や企業に対するサービスが未発展であること、基本的なインフラが不十分であることが挙げられている。これまで旧西ドイツの地域では、構造的困難に直面する地域の構造的・社会的転換の支援を目指す「目的2」の地域しか存在しなかった。これは、旧西地域の全体的に高い社会基盤基準と生活質を反映することでもある。しかし、現在のプログラムは1999年から2006年までの間であったため、2007年の構造基金交付のための新しいプログラムづくりの準備がすでに進められている。その中で、旧西ドイツ地域の一つが「目的1」として指定されることとなった。それは、ニーダーザクセン州にあるリュネブルク行政管区の地域である。（ニーダーザクセン州は2004年に行政管区を廃止したが、管区はEUの地域指定の基準となっているため、統計上の単位としては存続しており、州政府の行政機関は依然として同じ場所にある。）地域とその主要都市リュネブルクを見ると、後進地域のような印象はないが、EU本部での算定を基にした指定である。その算定方法は、地域のGDPを住民数で割って、その指標をEU地域の平均と比較し、平均の75％以下であれば、「目的1」として指定されることとなる。2000年度から2002年度までの数値による算定は、その指標が75％を少々下回ったため、指定されることとなった。

しかし、リュネブルク地方においては、その指標は現実から乖離している印象を受ける。地域GDPが基本となっているが、それは産業の生産高やその他の経済活動の結果に依存し、産業があまりない地域はつねにGDP基準としては低い数字となるが、必ずしも後進地域であることを意味しない。たとえば、一人当たりの所得を見れば、その指標ではリュネブルク地域はドイツ全体の平均帯域幅に入っている。背景には、リュネブルク地域には、ハンブルクやブレーメンなど地域外にある都市に通勤する住民が多く、住民としては地元に税金を払うが、経済的な貢献は職場のある地域のGDP計算に入ってしまうということがある。

リュネブルク地域の「目的1」指定は、歓迎されているだけではない。他州からは、批判の声もあがっている。ドイツに存在する州間の財政調整制度がこの指定により不均等になる可能性があるとヘッセン州の首相が警告している。また、ニーダーザクセン州以内にリュネブルク地域より人口が少なく、発展が遅れている地域もあるため、不公平と感じる人も多い。ニーダーザクセン州は、2007年から2013年までに9億ユーロ（約1300億円）の補助金が使われるプログラムをできるだけ広域的に利用する方針である。また、ニーダーザクセン州に隣接するハンブルク都市州は、広域的効果をもた

らすための協力も提案した。最終的にその指定はいい方向に働くことが期待されている。

（参照）
外務省ホームページ；「欧州連合（EU）の構造政策（地域政策）」：
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/kouzou_s.html
Landesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege in Niedersachsen, “EU Informationstag in Lüneburg”：
http://www.fzh.gsh-lan.com/lag-fw/index.php?option=com_content&task=view&id=488&Itemid=40
Land Niedersachsen im Internet; “EU-Strukturfonds in Niedersachsen”：
http://www.niedersachsen.de/master/C434028_N403313_L20_D0_I198.html
European Commission; “EU Regional Policy”：
http://ec.europa.eu/regional_policy/funds/prord/guide/euro2000-2006_en.htm
Der Spiegel im Internet; “Subventionen:Absurde Hilfe”：
http://www.spiegel.de/spiegel/0,1518,422232,00.html